

第6号様式（第19条関係）

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 奈良市鶴舞東町2-16		平成25年7月17日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) サンクス京阪奈株式会社 代表取締役 岡田 正弘 電話0742-44-3094						
主たる業種	コンビニエンスストア					細分類番号 5 8 9		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号							
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	1店舗当りのCO ₂ 排出量を、省エネ機器の導入・空調機器の温度管理の徹底・不要時の消灯の徹底・オープンケース消掃の徹底等の活動により削減する。							
計画を推進するための体制	ISO 14001の体制の中、上記取組みを推進する。							
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	2,770.1トン 2,568.0トン	2,845.9トン 2,845.9トン	2,744.8トン 2,744.8トン	トン トン	0.9 8.9	パーセント パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価		店舗数の増加・カウンター商材の増加で排出量増加。省エネ機器(LED)等新店で導入、全店で節電への取り組みを強化。トータル電気使用量は削減できた。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (排出量/店舗数/10)		4.75	4.89	4.73		1.26	パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()							パーセント
実績に対する自己評価		省エネ対策を各店舗実施。防露ヒーターの設置、オープンケース・ウォームインの照明削減、店内照明の照度削減等年間を通じて実施してきた結果カウンター商材の増加分の排出量を吸収した						
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
10.0セント	10.0セント	62.0セント			セント	セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		新店においてはLED照明採用等省エネ対策を講じた。既存店においては店内照明の照度を年間通じて落とし節電効果もあった。					
	(24)年度		新店においてはLED照明採用等省エネ対策を講じた。全店において節電への取り組みを強化した。					
	(25)年度							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		月1回のノーマイカーデーの実施を試みた結果実施率50%であった。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		継続的に実施することにより実施率の向上につながると思われます。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計		0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	美化推進事業団主催の消掃活動への参加							
特記事項	当社は「サークルKサンクス」とは別会社で、サンクスの京都、滋賀、奈良の3府県限定で店舗展開を行っているエリアフランチャイジーです。商品の配送につきましては、全てサークルKサンクスの車両で販売しております。							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。